

# 青森県報

第三千九百九十三号

平成二十七年  
五月十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) … 二

障害福祉サービス事業者の指定… (障害福祉課) … 二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定… (同) … 二

家畜伝染病の発生… (畜産課) … 三

公 告

建設業者の許可の取消し… (西北地域局) … 三

右 同… (同上地域局) … 三

出先機関

土地改良区の役員の就任… (三八地域局) … 三

土地改良区の役員の退任… (西北地域局) … 四

右 同… (同) … 四

## 告

## 示

### 青森県告示第三百四十七号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二一、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円

七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円
-------	--------	---------

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百四十八号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	生活介護	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	"
株式会社クワースパン	八戸市根城二丁目二五の二二	就労継続支援A型	多機能型障害福祉サービス事業所	八戸市根城二丁目二五の二二	株式会社クワースパン	八戸市根城二丁目二五の二二	平成二十七年五月十一日
自立訓練（機能訓練）	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	"

青森県告示第三百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	多機能型障害福祉サービス事業所	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	多機能型障害福祉サービス事業所	上北郡おいらせ町中野平四〇の二	"

有限会社 いとう重機	秋田県鹿角郡小 坂町上向字子坂 の二	地域移行 支援	相談支援事 業所八重桜	弘前市大字黒滝 一三ノ川瀬一の 三	平成 二七・五 一
有限会社 いとう重機	秋田県鹿角郡小 坂町上向字子坂 の二	地域定着 支援	相談支援事 業所八重桜	弘前市大字黒滝 一三ノ川瀬一の 三	平成 二七・五 一

青森県告示第三百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜、 疑いの 別	頭数	発生 の場所 又は区 域	発 生 日 月 年
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	西津軽郡深浦町	平成 二七・四 二四

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社須崎建設
- 二 代表者の氏名 須崎 暁
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬端山崎二〇二

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇二八〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成二十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 天間建築
- 二 氏名 天間 喜代市
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字向中野川向一〇八の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一七六二五号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成二十六年九月三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、福

土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月十一日

三八地域県民局長 武田 志郎

役員別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	福田 修	三戸郡南部町大字小泉字内上平五二の一	平成二七・四・二

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月十一日

西北地域県民局長 山本 馨

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	長谷川勝晴	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字新沢六の四	平成二七・三・二七

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月十一日

西北地域県民局長 山本 馨

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	葛西 一郎	つがる市木造豊田網代四二の一	平成二七・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭